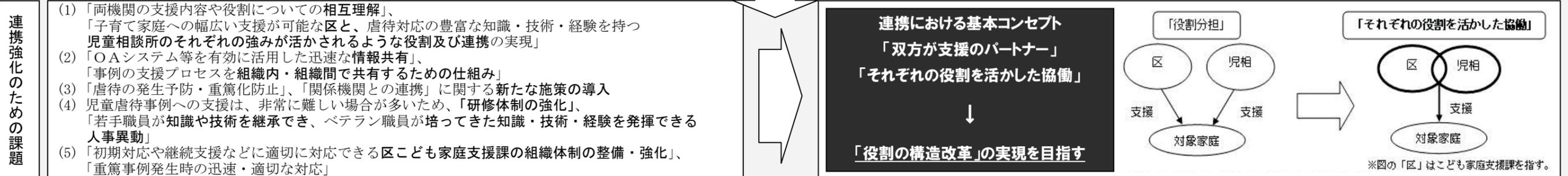


平成24年度 横浜市児童虐待対策連携強化プロジェクト ～報告書の骨子について～

児童虐待に対する8つの対策（22年度児童虐待対策プロジェクト）

22年度検討	一対策1— 支援策の充実	一対策2— 体制の整備・強化	一対策3— 組織的対応の強化	一対策4— 人材育成	一対策5— 関係機関相互の連携強化	一対策6— 社会的養護の推進	一対策7— 広報啓発の強化	一対策8— 地域子育て支援事業の推進
	区、保育所などの支援策を充実することで、虐待の未然防止から再発防止まで対応を強化し、子どもの安全を守ります。	支援の中心を担う区、児童相談所、学校をはじめ、施策を推進するための体制を強化します。	組織的対応について、ルールの設定や明確化を行います。	区や児童相談所の専門性強化に加え、早期発見や継続支援に係る関係機関への研修を見直し、充実します。	情報共有のための連携会議の整備やツール等の見直しを行い、関係機関相互の連携を強化します。	児童養護施設の整備や一時保護所の整備により、社会的に児童を支える体制を強化します。	虐待に関する理解・認識を深め、相談先や通報先の幅広い周知と、地域での見守る風土づくりを進めます。	子育てしやすいまちづくりをすすめ、虐待の要因となりうる育児不安等の軽減をはかります。
23年度進捗	1 母子健康手帳交付時の看護職による面談の継続 2 乳幼児健康診査未受診者への電話・家庭訪問拡充 3 保育所に被虐待児受入れ、見守り強化の仕組み導入等	1 児童相談所の児童福祉司を各所2名増員 2 児童相談所に虐待対応の統括部署を創設（虐待対応・地域連携課）等	1 区職員向け「養育支援マニュアル」改訂と研修実施 2 支援事例に関する区・児童相談所による定期的な会議での情報共有・進行管理の徹底等	1 区・児童相談所職員への研修の強化 2 関係機関向け研修の強化 3 関係機関向け「子ども虐待防止ハンドブック」の改訂・配付等	1 個別ケース検討会議の拡充等、要保護児童対策地域協議会の活性化と活用 2 虐待の程度を表す「共有ランク」確立と区・児童相談所での運用開始等	1 北部児童相談所一時保護所基本設計及び地元説明 2 児童養護施設の整備 3 市内3か所目の横浜型児童家庭支援センター設置	1 相談先等情報提供のため、産科医療機関でリーフレット配布やポスター掲示 2 地下鉄バス等公共交通機関や商店街での啓発等	1 こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問率の向上 2 地域子育て支援拠点などの親子の居場所の拡充 3 乳幼児一時預かり事業の拡充等

区と児童相談所における「支援の方向性の相違」等の解消に向け、一層の「連携強化」が必要



24年度連携強化プロジェクトでの検討

	1 区と児童相談所の役割	2 ケースマネジメント	3 取り組むべき支援策	4 人材育成	5 連携促進のための体制整備
対応の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○役割の相互理解の促進 ○支援における連携及び役割の明確化 区は「通告受理機関として初期対応の徹底と未然防止等の取組強化」、児童相談所は「区への支援機能強化」を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報共有促進のための業務改善 ○効果的な組織対応の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待の発生予防・重篤化防止の視点に立った支援策の充実 ○支援活動の円滑化に向けた関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員及び組織としての専門性の向上 責任職・職員への体系的研修の強化及び専門的知識やスキルの継承が可能な人事異動の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○区こども家庭支援課の組織体制整備 ○重篤事例発生時の組織力向上
25年度以降の具体的な対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・区と児童相談所各々の役割等を明記した横浜型児童虐待相談援助指針(仮称)の策定 ・区役所各課から区こども家庭支援課への情報提供の促進 ・区の未然防止、早期発見・早期対応の強化 ・区の在宅事例の継続支援の強化 ・児童相談所の区への支援体制強化 (同行訪問等を通じた児童相談所の区へのスキルやノウハウの提供及び助言、虐待対応・地域連携課の区への支援) 等 (対策3、5に関連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・区こども家庭支援課の児童別記録の徹底 ・福祉保健システム改修による業務効率化 ・把握事例の進行管理台帳への全件登載 ・事例の主担当決定ルール改善 ・両機関のカンファレンス等への相互参加 ・両機関の協働による支援計画の作成と実施 ・業務標準化・支援の水準向上に向けた局から区への業務実地指導の実施 等 (対策3、5に関連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援家庭の確実な把握や産後母子ケアの拡充 ・ヘルパー派遣等在宅での訪問型支援の充実 ・乳児を対象とした子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施 ・横浜型児童家庭支援センターの整備促進 ・一時保護所整備と一時保護委託先の拡大 ・医療機関との連携強化 ・警察との連携強化に向けた児童相談所への専門家の配置 等 (対策1、5に関連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・区こども家庭支援課、児童相談所職員の双方向での実地研修の拡充 ・両機関の責任職に対する双方向での実地研修の実施 ・区福祉保健センター職員全体に対する虐待対応研修の拡充 ・虐待防止対策における研修の体系化と実施 ・専門的知識やスキルの継承が可能な人事異動の実施 等 (対策4に関連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・区こども家庭支援課に、責任職(係長)・保健師・社会福祉職による虐待対応体制を構築 ・区こども家庭支援課社会福祉職の虐待対応業務従事の明確化及び養育支援担当保健師の配置 ・危機管理の強化 ・職員のメンタルケアへの対応強化 等 (対策2に関連)

具体的対応策は、児童虐待対策の8つの対策に盛り込み、引き続き一体的に推進（※上記下線部分は新規取組）

さらなる充実に向けて	<p>○法制度上の課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 児童虐待防止法の規定「通告元の秘匿」について、児童相談所では「厚労省通知に基づき通告機関を特定する情報を伝えざるを得ない場合があること」を説明・協力依頼するが、関係機関の協力が得られず、一時保護等が難航する場合がある。 児童福祉法には児童相談所の調査権及び関係機関が児童相談所の照会に応じることの規定がない。児童福祉法に基づく個人情報の提供は、個人情報保護法の「法令に基づく場合」に該当し、守秘義務違反にはならないが、関係機関が児童相談所への情報提供に消極的となり、調査が難航し、迅速適切な支援の実施に支障を来す場合がある。 <p>○学齢期の支援に関し、学校・区役所・児童相談所の一層の連携強化について検討する必要がある。</p>		<p>○法制度上の課題に対し考えられる案</p> <ol style="list-style-type: none"> 引き続き医療機関や学校等関係機関に、児童虐待防止法の規定趣旨や厚生労働省通知内容を周知徹底する。 児童福祉法では、関係機関からの情報提供について、子どもに関連する機関のネットワークである「要保護児童対策地域協議会からの協力要請」の枠組みを活用することとなっているが、子どもの生命に関わる緊急・重篤な事例を扱う児童相談所がこの枠組みを常に活用することは機動力に欠ける。調査や情報収集の円滑化による、一層迅速な支援を目指し、法の条文に、「児童相談所に調査権や照会権限の付与とそれに伴う応諾義務の規定」を設けることも解決策の一つではないかと考えられるため、他都市状況なども踏まえ、引き続き検討する。 <p>○関係区局による検討の場を設け、学齢期の効果的な支援の進め方について議論する。</p>
------------	--	--	--

1 これまでの検討経過

平成 24 年	9 月	11 日	事務局会（各区・児童相談所へ両機関が共に関わった事例の提出依頼）
		14 日	プロジェクトメンバーによる個別課題検討会①
		21 日	事務局会
		24 日	プロジェクトメンバーによる個別課題検討会②
		26 日	プロジェクトメンバーによる個別課題検討会③
		27 日	記者発表「新たに設置する『児童虐待対策連携強化プロジェクト』について」
		28 日	プロジェクト準備会
10 月	3 日		第 1 回プロジェクト （対応と連携の現状確認）（市長出席）
		12 日	事務局会
		19 日	プロジェクトメンバーによる個別課題検討会④
		26 日	第 2 回プロジェクト （課題の整理と対応策検討）
		31 日	事務局会
11 月	7 日		プロジェクトメンバーによる個別課題検討会⑤
		9 日	事務局会
		13 日	第 3 回プロジェクト （対応策検討・報告書骨子検討）
		14 日	事務局会（各区・児童相談所へ報告書骨子案への意見提出依頼）
		22 日	プロジェクトメンバーによる個別課題検討会⑥
		28 日	プロジェクトメンバーによる個別課題検討会⑦
		29 日	事務局会
		30 日	第 4 回プロジェクト （報告書骨子及び報告書内容検討）
12 月	4 日		事務局会
		11 日	プロジェクトメンバーによる個別課題検討会⑧
		18 日	第 5 回プロジェクト （報告書骨子案について市長への報告）（市長出席）
		25 日	事務局会
		27 日	事務局会
平成 25 年	1 月	23 日	報告書完成 記者発表

※ 各月の庁内定例会議（副区長会議、福祉保健センター長会議、福祉保健センター担当部長会議、区こども家庭（障害）支援課長会議、児童相談所長会）には適宜報告

2 プロジェクトメンバー及び事務局名簿

(1) プロジェクトメンバー 計 15 人（※課長級：6 人、係長級：5 人、担当：4 人）

所属区	補職名（所属名）	氏名
旭 区	こども家庭支援課長	齋 藤 真美奈
戸塚区	こども家庭支援課長	岩 井 裕 子
西 区	こども家庭障害支援課こども家庭係長	御小柴 朋 子
泉 区	こども家庭障害支援課子育て支援担当係長	佐 藤 祐 子
瀬谷区	こども家庭支援課担当係長	森 山 まり子
鶴見区	こども家庭支援課担当	尾 形 花菜子
都筑区	こども家庭支援課こども家庭支援担当	柴 田 亜 輝
南部児童相談所	所長	清 水 孝 教
北部児童相談所	所長	岡 聰 志
中央児童相談所	虐待対応・地域連携課担当係長	吉 沢 賢 治
西部児童相談所	支援係長	畑 岡 真 紀
中央児童相談所	相談指導担当	長 峰 文
北部児童相談所	家庭支援担当	野 坂 聡
こども青少年局	こども家庭課長	岡ノ谷 雅 之
こども青少年局	こども家庭課親子保健担当課長	近 藤 政 代

(2) 事務局

所属	補職名	氏名
こども青少年局	医務担当部長（こども保健医務監）	辻 本 愛 子
こども青少年局	こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長	鈴 木 裕 子
こども青少年局	こども家庭課担当課長	飛鳥田 ま り
こども青少年局	こども家庭課家庭養育支援係長	嘉 代 佐知子
こども青少年局	こども家庭課児童養護向上支援係長	柴 山 一 彦
こども青少年局	こども家庭課親子保健係長	米 岡 由美恵